

医整第1198号
令和3年1月25日

一般社団法人 岐阜県医師会長
一般社団法人 岐阜県病院協会長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送時の対応について

今後の新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送について、令和3年1月22日開催の「第9回岐阜県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」において了承され、別添のとおり行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、救命救急センター、災害拠点病院（岐阜DMA T指定病院含む）、新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保医療機関及び県内各保健所には別途通知しましたので、申し添えます。

岐阜県健康福祉部医療整備課 医療整備係			
係長	安藤	担当	若山
TEL	058-272-1111 内線 2588		
FAX	058-278-2623		
E-mail	c11229@pref.gifu.lg.jp		



救急搬送時の対応について

令和3年1月22日

調整本部了解事項

一般救急については、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、医療機関に複数回照会を行っても搬送先が決定しない搬送困難事例については、MC 医師による受入れ要請を行うこととされている。

患者が、新型コロナウイルス感染症へ感染している場合であっても、救急搬送が必要な場合については、緊急対応が必要であることから、搬送先の調整について、一般救急と同様の対応を行うこととする。

なお、岐阜県健康福祉部は、MC 医師に対し、各病院における新型コロナウイルス感染症患者の入院数等、MC 医師が搬送先の調整に必要な情報の提供を行う。